

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度秋入学・2019年春入学
一般入学試験（A日程・8月19日分）

試験科目：商法

1. 出題趣旨

〔設問1〕

P社にとっては事業の全部の譲渡に当たるので、株主総会決議が必要であるし(会社467条1項1号)、Q社にとっても事業の全部の譲受なので株主総会決議が必要となる(会社467条1項3号)。

〔設問2〕

設備等は事業ではなく財産。重要な財産の処分には当たるので、P社が取締役会設置会社であるならば、取締役会の決議事項となる(会社362条4項1号)。「事業」と「財産」の違いが分かるかどうかポイント。

2. 採点実感

概ね理解できている答案が多かった。

3. 学習方法

論点中心の勉強ばかりするのではなく、まずは教科書を丁寧に読み込むこと。